



平成17年 2月22日 (火)
第 1 652 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

目次表: 告示 (庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱, 生活保護法の規定による介護機関の指定, ...), 公告 (公共測量の終了)

告 示

島根県告示第208号

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 167条の 5 第 1 項及び第167条の 11第 2 項の規定に基づき、県が発注する庁舎の電気供給業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「入札」という。) に参加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、第 4 条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
(2) 政令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過しないもの (その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
(4) 国税を滞納している者
(5) 都道府県税 (個人の都道府県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。) を滞納している者

(申請手続)

第3条 前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記簿謄本及び定款の写し
- (2) 個人にあつては、誓約書(様式第2号)
- (3) 営業経歴調書(様式第3号)
- (4) 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
- (5) 印鑑証明書
- (6) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- (7) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (8) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴調書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

(入札参加資格審査)

第4条 入札参加資格審査は、隔年(平成17年から起算して2年を経過したごとの年をいう。)の知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査(以下「定期審査」という。)及び随時に実施する入札参加資格審査(以下「随時審査」という。)とする。

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者に限るものとする。

3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 入札参加資格審査を実施する年の4月1日(以下「審査基準日」という。)の直前決算における自己資本の額
- (2) 審査基準日の前日までの営業年数
- (3) 審査基準日の直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加者資格名簿(様式第4号)に登録するものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された者(以下「入札参加資格者」という。)で、第4条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から2年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査を受けた者の有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第8条 入札参加資格者は、入札参加資格審査申請書の記載事項のうち、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第6号)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 県内の主たる営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつてはその資本金又は代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の氏名

(入札参加資格の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(入札参加資格の取消しの通知)

第10条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第7号)により、その者に通知するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成17年2月22日から施行する。
- 2 入札参加資格審査は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年においても実施するものとする。
- 3 平成17年に実施する入札参加資格審査に係る第7条の規定の適用については、第7条中「当該認定のあった日の属する年の翌年の1月1日から2年間」とあるのは「平成17年2月22日から平成18年12月31日までの間」とする。

様式第1号(第3条関係)

受付番号		登録番号	
------	--	------	--

受 付

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

申請者 (個人にあっては、住所及び氏名)

(電話

)

(FAX

)

(担当者氏名

)

入札参加資格審査申請書

島根県で発注される庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加する資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

備考 印欄は、記入しないこと。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

島根県知事

様

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 調 書

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

担当者名及び連絡先 _____

年 月 日現在

本 店	名 称	所 在 地		電 話 番 号
		〒		
県内の主たる事務所		〒		
営 業 年 数	創業年月日	営業年数	現組織への変更年月日	
	年 月 日	年 月	年 月 日	
自 己 資 本 の 額	区 分	直前決算時 (千円)	利益処分(損失処理) (千円)	計 (千円)
	資 本 金			
	準 備 金			
	積 立 金			
	繰越利益(欠損)金			
	計			
年 間 総 売 上 高	営 業 年 度	年 月 日 ~ 年 月 日		
	売 上 高	千円		
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産(千円)}}{\text{流動負債(千円)}} \times 100 = \text{ \% }$			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

様式第 5 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

年 月 日付けをもって提出された入札参加資格審査申請書を審査した結果、
資格があるものと認定しましたので、通知します。
資格がない

記

1 登録業務及び番号 電気供給業務 第 号

2 有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第 6 号 (第 8 条関係)

* 受 付

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

申 請 者 (個人にあつては、住所及び氏名)

(電 話)

(F A X)

(担 当 者 氏 名)

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録業務及び番号 電気供給業務 第 号

2 変 更 年 月 日 年 月 日

3 変 更 事 項

変 更 前

変 更 後

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで認定した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので、通知します。

記

1 登録業務及び番号 電気供給業務 第 号

2 理 由

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

島根県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
飯南町	飯石郡飯南町下赤名 890番地	居宅介護支援 事業	飯南町居宅介護支 援事業所	飯石郡飯南町頓原2064	平成17年 1月1日

島根県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		廃止する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 太 陽とみどりの里	能義郡広瀬町下山佐 330番 3	訪問看護	太陽とみどりの里 訪問看護ステー ション	能義郡広瀬町下山佐 330番 3	平成16年 3月31日
頓原町	飯石郡頓原町大字頓原 2319	居宅介護支援 事業	頓原町居宅介護支 援事業所	飯石郡頓原町頓原村 2084 - 5	平成16年 12月31日
頓原町	飯石郡頓原町大字頓原 村2064	訪問看護	頓原町訪問看護ス テーション	飯石郡頓原町頓原村 2084 - 5	平成16年 12月31日

島根県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
社会福祉法人石見さくら会	邑智郡邑南町矢上3899番地1	短期入所生活介護	石見町立特別養護老人ホーム「桃源の家」	桃源の家	邑智郡邑南町矢上7885番地	平成16年10月1日

介護機関の名称		実施する施設	所在地	変更年月日
変更前	変更後			
石見町立特別養護老人ホーム「桃源の家」	桃源の家	介護老人福祉施設	邑智郡邑南町矢上7885番地	平成16年10月1日

島根県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年2月22日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人みずづみ	松江市西法吉町36-1	居宅介護支援事業	みずづみ支援センター	松江市法吉町763	松江市西法吉町35-20	平成14年4月1日
社会福祉法人みずづみ	松江市西法吉町36-1	訪問介護	法吉ヘルパーステーション	松江市法吉町763	松江市西法吉町35-20	平成14年4月1日
社会福祉法人みずづみ	松江市西法吉町36-1	通所介護	法吉デイサービスセンター	松江市法吉町763	松江市西法吉町35-20	平成14年4月1日
社会福祉法人みずづみ	松江市西法吉町36-1	訪問看護	法吉訪問看護ステーション	松江市法吉町763	松江市西法吉町35-20	平成14年4月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	平田市国富町1015番地	訪問看護	特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	平田市国富町1209番地	平田市国富町1015番地	平成16年11月27日
特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛	平田市国富町1015番地	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人訪問看護ステーション愛居宅介護支援事業所	平田市国富町1209番地	平田市国富町1015番地	平成16年11月27日
医療法人 徳祐会	邑智郡瑞穂町山田33番地6	訪問看護	老人訪問看護ステーションさくら会	邑智郡瑞穂町高見821-1	邑智郡瑞穂町山田33番地6	平成12年4月1日

島根県告示第213号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

仁多郡横田町大字大谷字大内谷東山1151 - 14

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

電気通信施設用地とするため

島根県告示第214号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
一般国道	187号	鹿足郡柿木村大字木部谷1010番地先から同大字1009番 2 地先まで	前	メートル 14.40～ 25.00	メートル 95.00	益田土木建築事務所津和野土木事業所	災害防除工事の工法変更
			後	9.40～ 12.20	95.00		減幅

島根県告示第215号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	飯石郡飯南町志津見647番 1 地先から同648番 1 地先まで	メートル 100.00	平成17年 2月28日	木次土木建築事務所	

島根県告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

簸川郡大社町大字杵築南字川端1438 - 4、同1439 - 2

2 道路の幅員

6.0メートル

3 道路の延長

45.40メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝及び境界プレートを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成17年 2月15日 第 7 号

備考

別紙図面は、出雲土木建築事務所及び大社町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成16年12月31日に終了した旨斐川町神立土地区画整理組合理事長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成17年 2月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量図）

2 作業期間

平成16年 6月25日から平成16年12月31日まで

3 作業地域

簸川郡斐川町大字併川地域

（斐川町神立土地区画整理事業地内）